

やむを得ない理由により  
来庁が困難であると認められるケースの例

※ 以下に当てはまる場合も、ケースによって必要な書類が異なります。  
また、代理人が法定代理人以外の場合は、市から送付する専用の委任状が必要となりますので、必ず市民課まで事前相談をお願いいたします。

- ① 病気、身体等の障がいにより来庁が困難な方
- ② 成年被後見人（代理人になれるのは法定代理人、もしくは法定代理人が選任した復代理人のみ）
- ③ 被保佐人、被補助人、任意被後見人（※代理人になれるのは法定代理人、もしくは法定代理人が選任した復代理人のみ）
- ④ 未就学児、小学生、中学生（※代理人になれるのは法定代理人、もしくは法定代理人が選任した復代理人のみ）
- ⑤ 高校生、高専生
- ⑥ 75歳以上の高齢者
- ⑦ 長期入院者
- ⑧ 施設入所者
- ⑨ 要介護・要支援認定者